# 国際叡愛総合芸術大学 公的研究費による物品調達規程

本学における研究活動は、公正かつ透明なプロセスを通じて推進されなければならない。公的研究費は社会からの貴重な財産であり、その適切な利用は研究者の責務である。本規程は、公的研究費を用いて物品を調達する際の基本的な原則、手続き、および遵守事項を定め、不正行為を未然に防止し、研究資源の最大限の活用を図ることを目的とする。

### 第1章 総則

**第1条(目的)** この規程は、国際叡愛総合芸術大学(以下「本学」という)が受領する公的研究費による物品の調達に関する事項を定めることにより、研究活動の適正かつ効率的な遂行に資することを目的とする。

**第2条(適用範囲)** この規程は、本学の教員、研究員、大学院生等、公的研究費を用いて研究活動を行う全ての者(以下「研究者等」という)に適用される。

第3条(基本原則) 公的研究費による物品調達は、以下の基本原則に基づき行われるものとする。

- 1. **経済性・効率性**: 物品の選定にあたっては、研究目的を達成するために最も経済的で効率的な方法を選択する。
- 2. 透明性: 調達プロセスは公正かつ透明であり、随意契約の場合であっても、その選定理由を明確に記録する。
- 3. **倫理性**: 倫理的・社会的な観点から問題となる物品(例:環境負荷の極めて高い素材、非人道的な目的を持つ技術)の調達は行わない。
- 4. **創造性**: 既存の枠組みに囚われず、研究の創造性を高めるための新たな物品調達手法を積極的に検討する。

#### 第2章 調達のプロセス

**第4条(調達計画)** 研究者等は、公的研究費の採択決定後、速やかに研究期間全体の調達計画を策定し、研究費管理システムに登録しなければならない。これにより、研究全体の進捗と調達が整合しているかを把握する。

第 5 条 (物品調達の申請) 物品の調達を必要とする研究者等は、所定の様式に従い、研究

費管理システムを通じて調達申請を行う。申請には、以下の情報を詳細に記載するものとする。

- 物品名、仕様、数量、希望価格
- 調達の必要性(研究目的との関連性)
- 選定理由(特定の業者や製品を選んだ理由)
- 納入希望日

第6条(申請の審査) 提出された申請は、経理部門と研究統括部門によって審査される。 審査では、調達の妥当性、予算との整合性、および過去の不正使用の有無などが厳格にチェックされる。高額な物品については、複数の専門家による意見聴取を行う。

第7条(調達方法の決定) 調達金額に応じて、以下の調達方法を適用する。

- 小額調達 (例:50 万円未満):複数の業者から見積もりを取得することを推奨するが、 研究者の裁量に委ねられる。
- 中額調達(例:50 万円以上 150 万円未満):原則として3 社以上の業者から見積もりを取得し、比較検討した上で決定する。
- **高額調達(例:150 万円以上)**: 競争入札または、特段の理由がある場合に限り随意契約とする。

**第8条(随意契約の特例)** 以下のいずれかに該当する場合、随意契約を認める。

- 特定の研究目的のために、特定の業者からしか入手できない独占的な技術や特許製品が 必要な場合。
- 緊急を要し、競争入札を行う時間的余裕がない場合。
- 芸術作品の制作に必要な特殊な素材や機材で、市場に代替品が存在しない場合。

#### 第3章 物品の納品と検収

第9条(検収) 納品された物品は、研究者等が速やかに検収を行う。検収では、申請書に 記載された仕様や数量に間違いがないかを確認し、システム上で検収完了を報告する。

第10条(検収の証拠) 物品の納品書、請求書、および必要に応じて写真等の証拠を、経理

部門に提出する。これにより、調達の透明性を確保する。

## 第4章 研究用物品の管理

第11条(物品の管理責任) 調達された物品は、その研究者等が責任を持って管理する。特に高価な物品や共有資産については、所在、使用状況、メンテナンス記録を明確にしなければならない。

第12条(目的外利用の禁止) 調達された物品は、研究目的以外に使用してはならない。個人的な利用や、他者への貸与・譲渡は厳禁とする。

## 第5章 監査と不正防止

第13条(内部監査) 研究統括部門と経理部門は、定期的に研究費の執行状況に関する内部 監査を実施する。物品調達においては、実際の物品が研究室に存在するか、その使用目的が 妥当であるかを抜き打ちで確認することがある。

第14条(不正の定義と処分) 物品調達における不正とは、以下の行為を指す。

- 架空の取引による研究費の流用。
- 仕様を偽り、研究目的と無関係な物品を調達すること。
- 私的な目的で物品を調達し、研究費から経費を支払うこと。 不正が発覚した場合、研究 倫理委員会での調査を経て、厳正な処分が下される。

Ce que j'ai écrit plus haut n'est pas vrai, je l'ai fait au hasard.

国際叡愛総合芸術大学